

## 事業群評価調書(平成28年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	福祉保健部障害福祉課
施策名	(1) 必要なときに必要な医療・介護・福祉サービスが受けられる体制の整備	課(室)長名	柴田 昌造
事業群名	⑤ 障害福祉サービス等の提供体制の確保・充実	事業群関係課(室)	

### 1. 計画等概要

#### 【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】

##### 《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》

誰もが住み慣れた地域の中で必要な支援を受けながら自立した日常生活及び社会生活を送ることができる環境を整えていくために、障害者の相談支援体制の充実と、在宅生活を支える訪問系サービス等の確保・充実に図ります。

事業群指標	最終目標 (H32)	基準値	実績 (H27)	達成率	【進捗状況の分析】 障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に対してケアマネジメントにより、きめ細かく支援するため、公的サービスや社会資源を有効に活用できるように相談支援を行う相談支援専門員や、障害福祉サービスにおいて利用者に合わせた個別支援計画等を行うサービス管理責任者の養成を行った結果、相談支援専門員数及びサービス管理責任者の養成者数は増加してきている。
相談支援専門員専門コース別研修の修了者数(累計)	600名	-	119名	-	
<b>事業群の進捗状況</b>					

#### 【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】

##### 《取組項目及び現状と課題》

###### i) 支援従事者の相談支援体制の充実

- 平成24年度の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に対してケアマネジメントにより、きめ細かく支援することが求められており、8圏域において県が委嘱するアドバイザーの活動等を通じて相談支援体制の充実に図っている。
- 相談支援専門員の研修は、障害者総合支援法により、都道府県または都道府県が指定した事業者が行うこととなっており、平成27年度から初任者研修及び現任研修を実施する事業者を公募し、指定を行っている。
- 平成27年度は、関係者が連携することで地域が抱える課題や社会資源を共有し、利用者ニーズに合ったきめ細かな支援に繋げるため、「相談支援専門員とサービス管理責任者の連携」をしていく専門コース別研修を実施した。
- 地域において相談支援体制の中核となりうる人材を育成していくシステムが必要である。

###### ii) 支援センターが実施する精神保健福祉相談、こころの電話による相談

社会の多様化に伴い、相談内容も多岐にわたっている現状を考慮し、関係機関(福祉・保健・医療)との情報共有など、相談者の地域生活に必要な生計、サービス、通院などに関するケアについての一層の連携が必要である。

###### iii) 在宅生活を支える障害福祉サービス等の確保

例年、多数の事業者より施設整備補助金の要望が上げられる。利用者のニーズを的確に捉え、必要なサービス事業所を計画的に増やしていくことが重要である。国、県ともに予算の確保が厳しい中ではあるが、選択と集中により、社会福祉施設等施設整備補助金を活用して求められる施設を整備していく必要がある。また、医療的ケアの必要な障害児(者)が利用できるレスパイト施設(医療型短期入所)は、数が少なく、地域的な偏在がある。家族の負担軽減のためにも、身近な施設で、利用できる施設を確保することが求められている。

## 2. 27年度取組実績

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					事業の成果等	中核事業
			H27実績	一般財源	人件費(参考)	事業対象	事業内容 (事業の実施状況)	指標	主な目標	H27目標	H27実績	達成率		
			H28計画	一般財源	人件費(参考)					H28目標	—	—		
取組項目 i	サービス・相談支援者等養成研修費	H18-	864	432	2,417	受講希望者	障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に対してケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、相談支援従事者及びサービス管理責任者を養成する研修を行った。	活動指標	初任者研修の開催回数(回)	1	2	200%	相談支援専門員数及びサービス管理責任者の養成者数は増加しており、相談支援体制の充実に繋がっている。	○
	障害福祉課		846	423	2,420			成果指標	初任者研修による養成者数(人)	130	170	130%		
取組項目 ii	支援センター(精神)事業費	H19-	5,650	4,071	45,114	一般県民	一般県民からの精神保健福祉や依存症に関する相談を受け、相談者に応じた適切なアドバイスを行い、必要に応じ、関係機関とも協議を行った。	活動指標	支援センターが実施した普及・啓発等への参加者数(人)	4700	4441	94%	依存症などに関する啓発及び窓口相談の周知を図ることにより、当事者及びその家族からの相談に繋がり、適切な支援を送ることができた。成果指標の未達成については、相談窓口の周知を引き続き積極的に行うことで対処していきたい。	○
	障害福祉課		8,355	5,706	45,164			成果指標	相談対応件数(件)	3500	3100	88%		
取組項目 iii	施設整備助成費	S43-	58,704	20,549	4,028	社会福祉法人等	社会福祉法人等が行う施設整備に対する助成により、障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型事業所)を整備した。	活動指標	—	—	—	施設整備補助金の活用により障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型事業所)が整備されたことにより、就労を希望する利用者が利用できる機会と選択の幅が広がった。	○	
	障害福祉課		372,551	125,165	4,033			成果指標	施設整備件数(件)	—	1			—
	在宅重症心身障害児者短期入所支援事業費	H25-	1,065	440	213	市町	県北地域における(準)重症心身障害児者を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るため、医療機関での短期入所サービス費に対して県市で助成を行った。	活動指標	事業所の指定数	1	1	100%	利用者の家族(介護者)に、利用にあたっての不安等の理由から、利用を躊躇される向きが見られた。重症心身障害児者は、医療的ケアの必要度が高く、心身ともに、新しい環境(短期入所)に慣れるためにはある程度の時間を要するものと考えられる。	
			障害福祉課	4,860	2,700			972	成果指標	受入見学者数(人)	360	44		
									324	—	—			

## 3. 検証及び問題点の抽出

### 【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】

i) 地域の特性を理解し圏域内共通の課題を解決するため、相談支援体制の中核となるファシリテーターを養成することにより相談支援体制の整備を図り、相談支援従事者が変わってもサービスの質が維持されるシステムを構築していく必要がある。

ii) 一般県民からの精神保健福祉や依存症などに関する相談を受け、相談者に応じた適切なアドバイスを行うことができた。しかし、相談事項が多岐にわたっているため、センター単独では対処が難しい案件もあり、専門知識を有する関係機関(福祉・保健・医療)とも情報共有などのいっそうの連携が必要と考える。また、相談窓口の周知についても引き続き積極的に取り組む必要がある。

iii) 施設整備については、県として優先して整備する施設を募集段階から示すこと(整備方針等の明示)で、採択決定の透明性と必要な事業所を増やす政策誘導を図っている。在宅重症心身障害児者短期入所支援事業(レスパイト)については、県北地域における唯一の医療型短期入所として、H25.10月から、佐世保共済病院を事業所指定し、その運営費等を補助している。なれない環境で宿泊させ体調不良をおこすのではないかと利用(介護者の不安)から利用が低調であるため、対策の検討が必要である。

## 4. 29年度実施に向けた方向性

### 【問題点解決に向けた方向性】

i) 障害者の自立と社会参加を促進するための公的サービスなどの社会資源の充実とこれらを有効に活用できる相談支援体制の整備等に向けて、市町、長崎県障害者社会参加推進センター及び関係障害者団体等と連携を図りながら、人材育成を進めていく必要がある。

### 【個別事務事業の見直し】

事務事業名	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
サービス・相談支援者養成研修費	—	相談支援事業所における相談支援専門員と障害福祉サービス事業者におけるサービス管理責任者の研修については、障害者総合支援法で受講が必須とされ、カリキュラムも国の実施要綱で決まっており、継続して実施する。	現状維持

<p>ii) 社会の多様化に伴い、相談内容も多岐に渡っている現状を考慮し、専門性を有する関係機関(福祉・保健・医療)との情報共有などのよりいっそうの連携を目指す。</p>	<p>支援センター(精神)事業費</p>	<p>—</p>	<p>精神保健福祉法の規定により設置が義務付けされている機関であり、その業務についても定められている。28年度も、依存症などに関する啓発及び窓口相談の周知を図ることにより、当事者及びその家族からの相談に繋がり、適切な支援を送ることとしている。29年度も引き続き同様の取り組みを行う。</p>	<p>現状維持</p>
<p>iii) 施設整備については、県において、重点的に整備すべき施設を予め示しながら、不足する種類の施設を重点的に整備していく。「在宅重症心身障害児者短期入所支援事業」については、利用が低調である現状を踏まえ、事業者(佐世保共済病院)と家族との意見交換会を開催し、相互理解と利用促進を図っていく。</p>	<p>施設整備助成費</p>	<p>⑩</p>	<p>第4期長崎県障害福祉計画において、重点的に取り組む事項を示している。予算(国、県)の制約もあり、事業者からの補助の要望の全てを採択することができないが、障害福祉計画の方向性に合致したものを優先採択することで、目指す施策の実現に結び付けていく。</p>	<p>現状維持</p>
	<p>在宅重症心身障害児者短期入所支援事業費</p>	<p>⑩</p>	<p>医療的ケアが必要な重症児者は、医療機能が備わった施設でないと、受入が困難である。県北地区には、このような施設がなく、佐世保市及び父母からの強い要請をうけ、関係機関と度重なる検討協議の結果、平成25年度より、佐世保共済病院において受入を行うに至っている。利用者の不安解消を図りながら利用促進に努めていく。</p>	<p>現状維持</p>